

## 令和6年度入札契約制度改正

令和6年度より以下の3項目について改正しますのでお知らせします。

なお、適用は令和6年4月1日以降に公告または、入札執行通知を行う工事及び建設関連業務委託とします。

※繰越事業で令和6年4月1日以降に変更契約を行うものについても同様とします。

### (1) 契約変更時の契約保証金の納付について

契約変更時に納付する「契約保証金」及び「公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社の保証」並びに「履行保証保険」については、**請負契約金額が倍以上になる場合**に求めることとします。

※「履行保証保険」については、工期を延長する場合は、従来どおり必要です。

### (2) 監理技術者の配置について

監理技術者の専任配置については、「建設業法第26条第2項」、「建設業法第26条第3項」及び「**壱岐市建設工事執行規則第20条第5項**」、「**監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省作成）**」に基づいて適正に配置するものとし、**入札参加資格申請の際は求めないもの**とします。

※なお、設計金額4,000万円以上（建築一式工事については8,000万円以上）の場合は、従来どおり配置予定となる専任の「主任技術者」または「監理技術者」を入札参加資格申請時に求めます。

### 【参考】

○建設業法第26条第2項 ※要旨

建設業者が発注者から直接請け負った工事の施工で、下請契約の総額が4,500万円以上（建築一式工事は7,000万円以上）となる場合は、特定建設業の許可を受けていなければならない、専任の監理技術者を配置しなければなりません。

○建設業法第26条第3項及び壱岐市建設工事執行規則第20条第5項 ※要旨

公共性のある工作物に関する重要な工事（工事一件の請負代金の額が4,000万円以上のもの。ただし、当該工事が建築一式工事である場合においては8,000万円以上のもの）については、工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者を置かなければならない。

○監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省作成）※抜粋

建設工事の適正な施工を確保するためには、請け負った建設工事の内容を勘案し適切な技術者を適正に設置する必要がある。このため、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合

には、当初から監理技術者を設置しなければならず、監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないよう、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置しておくべきである。

また、主任技術者、監理技術者の区分にかかわらず、下請契約の請負代金の額が小さくとも工事の規模、難易度等によっては、高度な技術力を持つ技術者が必要となり、国家資格者等の活用を図ることが適切な場合がある。発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これらの点も勘案しつつ、適切に技術者を設置する必要がある。

### **(3) ランダムによる価格決定方法の一部見直し（建設工事及び建設関連業務委託）**

長崎県の令和6年度入札契約制度改正に伴い、壱岐市においても同様に「ランダムによる価格決定方法」を一部見直します。